■報償費の支払について

指導者講習会の講師・助手への報酬には所得税が課税され、支払額の１０.２１％を源泉徴収して納税を行います。ただし、法人に対する支払いの場合、源泉徴収は行いません。

日当については､｢給与｣所得の取り扱いとなります。給与所得には所得税が課税されますが、給与の日額として３，０００円支給の場合、税額は０円ですので、本件に関しての源泉徴収は行いません。

なお、同一人物への一回の支払額が１００万円以上の場合は税率が異なりますが、指導者講習会の報償費で該当する支払はないと思われますので説明を省略します。

【運用】

(1) 報酬の１０．２１％を差し引いた金額を支払ってください。（細案・報告書には計算式が入っています）

例）　講師：時間単価 １０，３００ 円×６ 時間＝６１，８００ 円の報酬の場合、

源泉徴収税額 ６１，８００ 円×１０．２１ ％＝６，３０９ 円を差し引いて

５５，４９１ 円を支払う

(2) 領収証は様式[領収証 講師・助手用]を使用してください。

報酬額、源泉徴収額、支払額を記載できる様式となっています。

なお、法人に対して支払いを行った場合、一般的にはその領収証は支払先の様式で発行されるものと思われますが、都高体連作成の法人用様式も用意しましたので、ご提出いただく領収証はどちらの様式でも構いません。

(3) 源泉徴収した所得税の納税処理は東京都高体連事務局で行います。

支払先、支払日、支払額（源泉徴収額）は領収証で確認しますので、事業終了後速やかに経費報告書と領収証を事務局にご提出下さい。

* **納税の期限は支払日の翌月 10 日です**。

経費報告書の提出が間に合わない場合、**報償費の領収証については支払月の翌月７日（必着）**までに東京都高体連事務局までご郵送下さい。

（メールでも可ですが、支払先の住所・氏名を含みますので、送信時には十分ご注意下さい。)

万一、領収証の提出遅延により納税が遅延し、損害金が科せられた場合には、損害金は専門部から

のお支払をお願いすることになりますので、領収証の送付期限は厳守してください。

(4) 「支払調書」の発行は、支払先からの要望がある場合に事務局で行います。